



熊本県公報

第 1 2 4 7 5 号
平成 27 年 12 月 1 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画変更認可	(下水環境課)	2
○山鹿都市計画下水道事業山鹿公共下水道の事業計画変更認可	(〃)	3
○河川の公用廃止	(河川課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	3
公 告		
○平成 27 年度砂利採取業務管理者試験の合格者	(産業支援課)	4
○財政事情の公表	(財政課)	4
○保安林内の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	4

告 示

熊本県告示第 1 0 4 2 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 27 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越 2988 番 24 (次の図に示す部分に限る。)、2988 番 30、2988 番 33
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越 2988 番 24・2988 番 30・2988 番 33 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 4 3 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 27 年 12 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市山田字小岱 2230 番 340 から 2230 番 342 まで、2230 番 351 から 2230 番 353 まで、2230 番 357
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小岱 2230 番 340・2230 番 341・2230 番 351 から 2230 番 353 まで (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1044号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害者就労支援センター 虹 水俣 水俣市浜町3丁目1番27号	一般社団法人虹 熊本市中央区大江6丁目7番8号シティハイムソファレ101 中村 勝庸	就労継続支援A型	平成27年 11月19 日

熊本県告示第1045号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和32年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示第1346号、昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和40年5月29日建設省告示第1406号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号、昭和46年10月16日熊本県告示第891号、昭和47年9月2日熊本県告示第708号、昭和47年10月31日熊本県告示第860号、昭和48年12月11日熊本県告示第974号、昭和50年3月29日熊本県告示第280号、昭和50年12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年8月21日熊本県告示第767号、昭和53年3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年2月17日熊本県告示第132号、昭和54年5月29日熊本県告示第429号、昭和56年9月19日熊本県告示第846号、昭和57年1月19日熊本県告示第54号、昭和57年8月12日熊本県告示第854号、昭和59年3月22日熊本県告示第254号、昭和61年8月26日熊本県告示第644号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年3月24日熊本県告示第254号、平成3年1月30日熊本県告示第85号、平成4年8月14日熊本県告示第596号、平成4年12月18日熊本県告示第942号、平成5年4月9日熊本県告示第330号、平成6年9月21日熊本県告示第735号、平成6年12月28日熊本県告示第1043号、平成9年3月7日熊本県告示第145号、平成10年11月30日熊本県告示第761号、平成13年2月14日熊本県告示第112号、平成13年4月9日熊本県告示第315号、平成15年3月24日熊本県告示第290号、平成15年12月5日熊本県告示第1152号、平成18年1月13日熊本県告示第14号、平成22年4月9日熊本県告示第451号、平成24年3月2日熊本県告示第209号、平成5年9月17日熊本県告示第230号、平成9年3月7日熊本県告示第149号、平成13年7月6日熊本県告示第561号、平成16年7月16日熊本県告示第66号、平成21年3月17日熊本県告示第210号、平成23年3月22日熊本県告示第300号及び平成26年4月8日熊本県告示第385号の事業地のうち、

- 西区上代10丁目において事業地を変更する。
 (2) 使用の部分
 変更無し

熊本県告示第1046号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 山鹿市
- 2 都市計画事業の種類 山鹿都市計画下水道事業山鹿公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年12月9日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年熊本県告示第960号、昭和47年熊本県告示第18号、昭和47年熊本県告示第944号、昭和49年熊本県告示第766号、昭和52年熊本県告示第1123号、昭和55年熊本県告示第710号、昭和56年熊本県告示第891号、昭和60年熊本県告示第689号、昭和63年熊本県告示第649号、平成4年熊本県告示第377号、平成6年熊本県告示第307号、平成11年熊本県告示第845号、平成16年熊本県告示第1093号、平成18年熊本県告示第1100号、平成23年熊本県告示第265号の事業地のうち、山鹿市山鹿字荒瀬において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更無し

熊本県告示第1047号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び県央広域本部土木部に備えて置いて縦覧に供する。

平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
二級河川坪井川水系坪井川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年12月1日
- 3 廃川敷地等の位置
熊本市北区高平二丁目437番、438番、441番及び453番2
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,926.78平方メートル

熊本県告示第1048号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
コスモ 上益城郡益城町惣領16 69-3	社会医療法人 ましき会 上益城郡益城町惣領15 30 犬飼 邦明	自立訓練（生活訓練）	平成27年 11月20 日

公 告

熊本県公告第776号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により実施した平成27年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。
平成27年12月1日

合格者なし

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第777号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年熊本県条例第13号）の規定により、熊本県「財政事情」を別冊のとおり公表する。
平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第778号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第4回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成27年12月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	578.56
	菊池川土砂流出防備保安林	119.08
	菊池川干害防備保安林	7.02
	菊池川保健保安林	27.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	647.95
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	39.84
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	96.98
	小国地区土砂流出防備保安林	25.06
	大野川水源かん養保安林	62.29
	大野川土砂流出防備保安林	12.57
	緑川水源かん養保安林	688.74
	緑川土砂流出防備保安林	103.89
	緑川干害防備保安林	2.08
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	41.81
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7.60
	宇城地区水源かん養保安林	184.93
宇城地区土砂流出防備保安林	14.86	
球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1,120.62
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	29.10
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	349.90
	城南地区土砂流出防備保安林	50.77
	球磨地区水源かん養保安林	3,879.18
	球磨地区土砂流出防備保安林	501.80
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30

天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	359.70
	天草地区土砂流出防備保安林	140.88
	天草地区保健保安林	62.10